

改正 平成29年4月19日原規法発第1704191号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成29年4月19日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

(別添)

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第43条 の3の2 4第1項	発電用原子炉 (研究開発段階 炉に限る。)設 置者(第43条 の3の3第2 項及び第43条 の3の3第4 項における廃止 措置計画の認可 を受けた者に限 る。)が定めた 保安規定の認可	基準は、第43条の3の2第2項に規定され ている。同項については、廃止措置段階の発電 用原子炉施設における保安規定の審査基準を基 とし、個々の事案毎に判断する。 <u>ただし、高速 増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準に よらない。</u>	6月	第43条 の3の2 4第1項	発電用原子炉 (研究開発段階 炉に限る。)設 置者(第43条 の3の3第2 項及び第43条 の3の3第4 項における廃止 措置計画の認可 を受けた者に限 る。)が定めた 保安規定の認可	基準は、第43条の3の2第2項に規定され ている。同項については、廃止措置段階の発電 用原子炉施設における保安規定の審査基準を基 とし、個々の事案毎に判断する。	6月
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第43条 の3の3 3第2項	発電用原子炉 (研究開発段階 炉に限る。)設置 者の廃止措置計 画の認可	基準は、第43条の3の3第3項において準 用する第12条の6第4項及び研開炉規則第1 14条に規定されている。 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査 基準を基とし、個々の事案毎に判断する。 <u>た だし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同 審査基準によらない。</u>	※6	第43条 の3の3 3第2項	発電用原子炉 (研究開発段階 炉に限る。)設置 者の廃止措置計 画の認可	基準は、第43条の3の3第3項において準 用する第12条の6第4項及び研開炉規則第1 14条に規定されている。 同項については、原子炉施設廃止措置計画審査 基準を基とし、個々の事案毎に判断する。	※6
第43条	(略)	(略)	(略)	第43条	(略)	(略)	(略)

